

令和7年度 第76回 全国労働衛生週間

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

愛知 Aichi Labour Bureau
労働局 & 労働基準監督署

 あいち安全経営本舗®
リスクアセスメントを通じPQCDSEはひとつにできる。

「安全経営あいち®」及び「あいち安全経営本舗®」の名称・ロゴは、
愛知労働局の登録商標です。

安全経営あいち：名称（登録番号第6662349号）、ロゴ（登録番号第6662347号）
あいち安全経営本舗：名称（登録番号第6662350号）、ロゴ（登録番号第6662348号）

令和7年度 第76回 全国労働衛生週間

目 次

■ 第76回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって／愛知労働局長 小林 洋子……………	3
■ 令和7年度 全国労働衛生週間実施要綱 ……………	4
■ 業務上疾病発生状況・定期健診有所見率統計 ……………	8
● 令和6年 業務上疾病発生状況（愛知局管内）……………	8
● 令和6年 工業中毒等災害発生状況（愛知局管内）……………	9
● 業務上疾病発生状況の推移（全国・愛知局管内）……………	9
● 傷病別業務上疾病発生状況の推移（愛知局管内）……………	10
● 令和6年 災害性腰痛発生状況：業種別（愛知局管内）……………	10
● 定期健康診断有所見率の推移（全国・愛知局管内）……………	11
● 検査項目別有所見率の推移（愛知局管内）……………	11
■ 安全衛生に関するトピックスのご案内……………	12
● 熱中症を防ごう！～職場における熱中症対策の強化について～ ……	12
● 新たな化学物質管理について……………	13
● 石綿ばく露防止対策を徹底しましょう……………	13
● 職場におけるメンタルヘルス対策に取り組みましょう……………	13
● 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて①～③……………	14
● 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて④～⑥……………	15
■ 愛知労働局の推進する取組……………	16
● 安全経営あいち® ……………	16
● 安全経営あいち賛同事業場制度……………	16
● 労働者の心身の健康確保のための総合的対策……………	17
● リスクアセスメント出前講座……………	17
■ 産業保健ラウンドテーブル VOL2／産業保健フォーラム in あいち 2025 のご案内	18
■ 安全経営あいち推進大会 Season2 Episode1 のご案内……………	19
■ 愛知産業保健総合支援センターのご案内……………	19

第 76 回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 小林 洋子

全国労働衛生週間は、昭和 25 年から毎年実施され今年で 76 回を迎えます。本年度は、

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

をスローガンに掲げ、9 月 1 日から 30 日までを準備期間として、10 月 1 日から 7 日まで、全国一斉に実施されます。

労働衛生に関わる皆様方のご努力により、職場の衛生管理水準は着実に向上していますが、今なお多くの業務上疾病が発生しています。新型コロナウイルス感染症を除いた令和 6 年の愛知県内における休業 4 日以上業務上疾病の件数は、前年の 447 件から 19.0%増加し 532 件となっており、その内、熱中症災害件数は 88 件と、対前年比で 28 件増加しています。

また、令和 6 年度の長時間労働などを原因とする脳・心臓疾患や精神障害による労災認定件数は、前年の 77 件から 6.5%増加し、82 件となったところです。

さらに、定期健康診断の有所見率は上昇傾向にあり、令和 6 年の有所見率は 55.9%と過去最高値で、労働者の半数を超える方が何らかの所見を抱えながら働かれている状況にあります。

このような状況の中、令和 7 年 6 月に施行された改正労働安全衛生規則により、一定の環境・作業下における熱中症対策が義務化されました。また、先の通常国会で改正労働安全衛生法等が成立し、労働者数 50 人未満の事業場においてもストレスチェックが義務化されるほか、治療と仕事の両立支援の取組が努力義務化されることとなり、また、化学物質による健康障害防止対策については、SDS の通知義務違反に罰則が設けられるなど、多岐に渡る改正が順次施行されます。

一方、石綿解体・改修工事の事前調査・分析調査者の資格が必須であることや、化学物質規制が自律的管理を基軸としたものに転換されていること等、多種に渡る制度の見直しがすでに行われています。

愛知労働局では、令和 5 年度より令和 9 年度までの 5 か年を計画期間とする第 14 次労働災害防止推進計画を策定し、「総合的な健康対策」を重点事項の一つとしているところです。

具体的には、労働安全衛生法令に基づく健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等の健康確保措置と、THP やメンタルヘルス指針等の健康保持増進措置とを相互連携した取組を推進するとともに、危険・有害性が確認されたすべての物質に対して、リスクアセスメントを中核とした自律的管理の推進を図っています。

事業場の皆様におかれましては、全国労働衛生週間を契機として、現在行われている労働衛生管理、取組等を再確認していただき、多様化する労働衛生上の課題に取り組むための機会としていただけますようお願いいたします。

令和7年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第76回を迎える。

この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。

このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。

こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

他方、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数は、令和6年度には1,296件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。

また、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数のうち、業務災害に係る精神障害による労災認定件数は令和6年度には1,055件と過去最多となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組の一層の促進が必要となっている。

特に、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を含めた労働者の健康確保や取組の推進が重要である。

化学物質による健康障害防止については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS分類）の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度（自律的管理）が令和6年度に全面的に施行されている。

今後も対象となる化学物質の数は順次拡大し、幅広い業種で対応が必要になることから、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。

その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害

防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めており、今年度で3年目を迎える。

これらに加え、令和7年5月に公布された労働安全衛生法等の改正法により、労働者数50人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられた（施行日は公布後3年以内に政令で定める日）。

また、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けることや、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士に実施させること等も新たに規定されている。

さらに、令和7年6月に公布された労働施策総合推進法の改正法により、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることが事業主の努力義務とされた（施行日は令和8年4月1日）。

また、職場における熱中症による死亡者数が3年連続で30人を超えている状況等を踏まえ、熱中症による死亡災害の減少に向けて、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業員への周知を内容として労働安全衛生規則を改正し、令和7年6月1日に施行されたところである。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場」

3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主催者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛社

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主催者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

(1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。

- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

 - ア 重点事項
 - (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
 - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
 - c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
 - d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - e 小規模事業場における地域産業保健センターの活用
 - (イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
 - a 事業者によるメンタルヘルス対策の表明
 - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - c 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進
 - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備

- e ストレスチェック制度の適切な実施（実施結果の労働基準監督署への報告を含む）の徹底、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- i 地域産業保健センター（高ストレス者の医師の面接指導等の産業保健サービス）の活用
- (ウ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
 - a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
 - b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
 - c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
 - d 小規模事業場における地域産業保健センターの活用
- (エ) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - c 相談窓口等の明確化、社内における両立支援体制の整備
 - d 個人情報保護のための適切な情報管理
 - e 両立支援に関する休暇・勤務制度等の整備
 - f 両立支援コーディネーターの活用
 - g 産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (オ) 女性の健康課題の理解促進に関する事項
 - a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施
 - b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
 - c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用
- (カ) 労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒・腰痛災害）防止対策
 - a 高齢労働者が安全に働けることができるよう、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
 - b 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
 - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
 - (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のため

- の介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進
- (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- (キ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項
- 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - 作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施
 - 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師等の意見を踏まえた配慮の実施
 - 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認
- (ク)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ケ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
 - 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
- (コ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
 - SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施（業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）に基づく対策等の実施を含む）
 - ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底
 - 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることを当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- g リスクアセスメント対象物健康診断、特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料等の剥離作業における剥離剤による健康障害防止対策の徹底
- (サ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の揭示及び備え付けの徹底
 - 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - 隔離・湿潤化の徹底
 - 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
 - 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
 - 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - 作業実施状況の写真等による記録の徹底
 - 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
 - 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
 - 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
 - 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
 - 石綿にはばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - 労働者が石綿にはばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
 - 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (シ) 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
- 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項

- b 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項
- イ 労働衛生 3 管理の推進等
 - (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
 - a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実(総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者の選任及びその労働基準監督署への報告の徹底を含む)とその職務の明確化及び連携の強化
 - c 衛生委員会の毎月 1 回以上の開催と必要な事項の調査審議
 - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - e 現場管理者の職務権限の確立
 - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
 - (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
 - a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 事務所や作業場における清潔保持
 - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
 - (ウ) 作業管理の推進に関する事項
 - a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
 - (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9 月 1 日～9 月 30 日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
 - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
 - e 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発
 - (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項
 - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
 - (カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
 - (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
 - (ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
 - (ケ) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康に就業するための取組の推進に関する事項
 - a 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
 - b 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進
- ウ 作業の特性に応じた事項
 - (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9 月 1 日～9 月 30 日)を契機とした「第 10 次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) じん肺健康診断の着実な実施
 - (d) 離職後の健康管理の推進
 - (e) その他地域の実情に即した事項
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
 - (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
 - (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 騒音健康診断の実施
 - b 聴覚保護具の使用
 - c 騒音障害防止対策の管理者の選任
 - (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
 - (オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
 - (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
 - (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項
- エ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
 - a 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における保護具の着用の周知や立入りが禁止された場所への立入禁止の遵守義務等の安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - b 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - c その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

業務上疾病発生状況・定期健診有所見率統計

令和6年 業務上疾病発生状況（愛知局管内）

区分 \ 業務		製造業	建設業	貨物取扱業 運輸交通業	商業 金融・広告業	保健 衛生業	その他	合計
① 負傷に起因する疾病		92	10	53	77	91	49	372
	腰痛（内数）	75	8	44	68	85	33	313
物理的因子	② 有害光線による疾病							
	③ 電離放射線による疾病							
	④ 異常気圧下における疾病							
	⑤ 異常温度条件による疾病	19	20	20	7	2	26	94
	熱中症（内数）	16	20	19	5	2	26	88
	⑥ 騒音による耳の疾病							
	⑦ ②～⑥以外の原因による疾病			4	1			5
過度の負担	⑧ 重激業務による運動器疾病と内臓脱							
	⑨ 負傷によらない業務上の腰痛	3			4	2	1	10
	⑩ 振動障害							
	⑪ 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	2			3	3	1	9
	⑫ ⑧～⑪以外の原因による疾病	2						2
⑬ 酸素欠乏症								
⑭ 化学物質による疾病（がんを除く）		5	1				1	7
⑮ じん肺症・じん肺合併症（死亡を除く）								
⑯ 病原体による疾病（新型コロナウイルス感染症を除く）		1				11		12
がん	⑰ 電離放射線によるがん							
	⑱ 化学物質によるがん							
	⑲ ⑰⑱以外の原因によるがん							
⑳ 過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等				2	1		2	5
㉑ 強い心理的負荷を伴う業務による精神障害		(1)	2		1	2	1	(1) 6
㉒ その他の業務によることの明らかな疾病		2		1	3	1	3	10
合 計		(1) 128	31	80	97	112	84	(1) 532

※ ()内は、死亡で内数

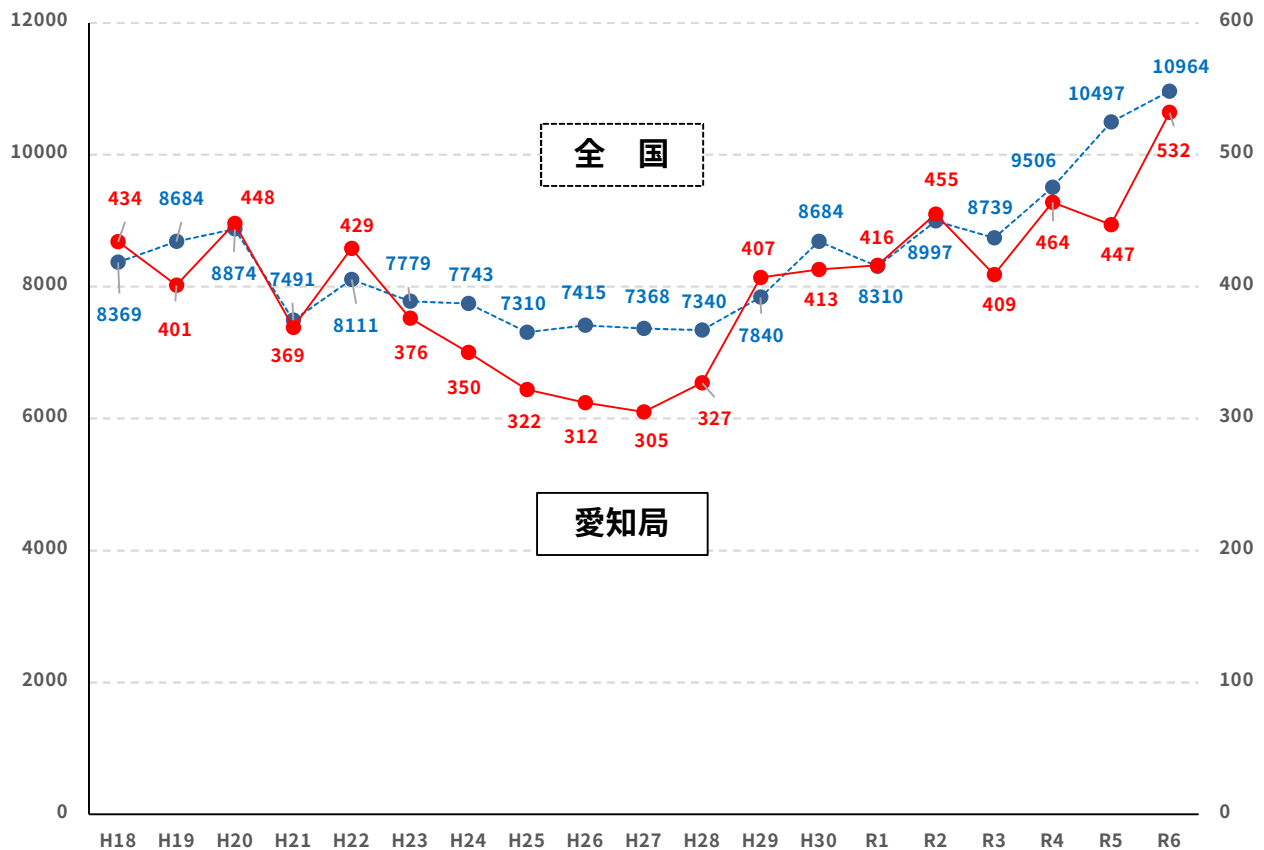
業務上疾病発生状況・定期健診有所見率統計

令和6年 工業中毒等災害発生状況（愛知局管内）

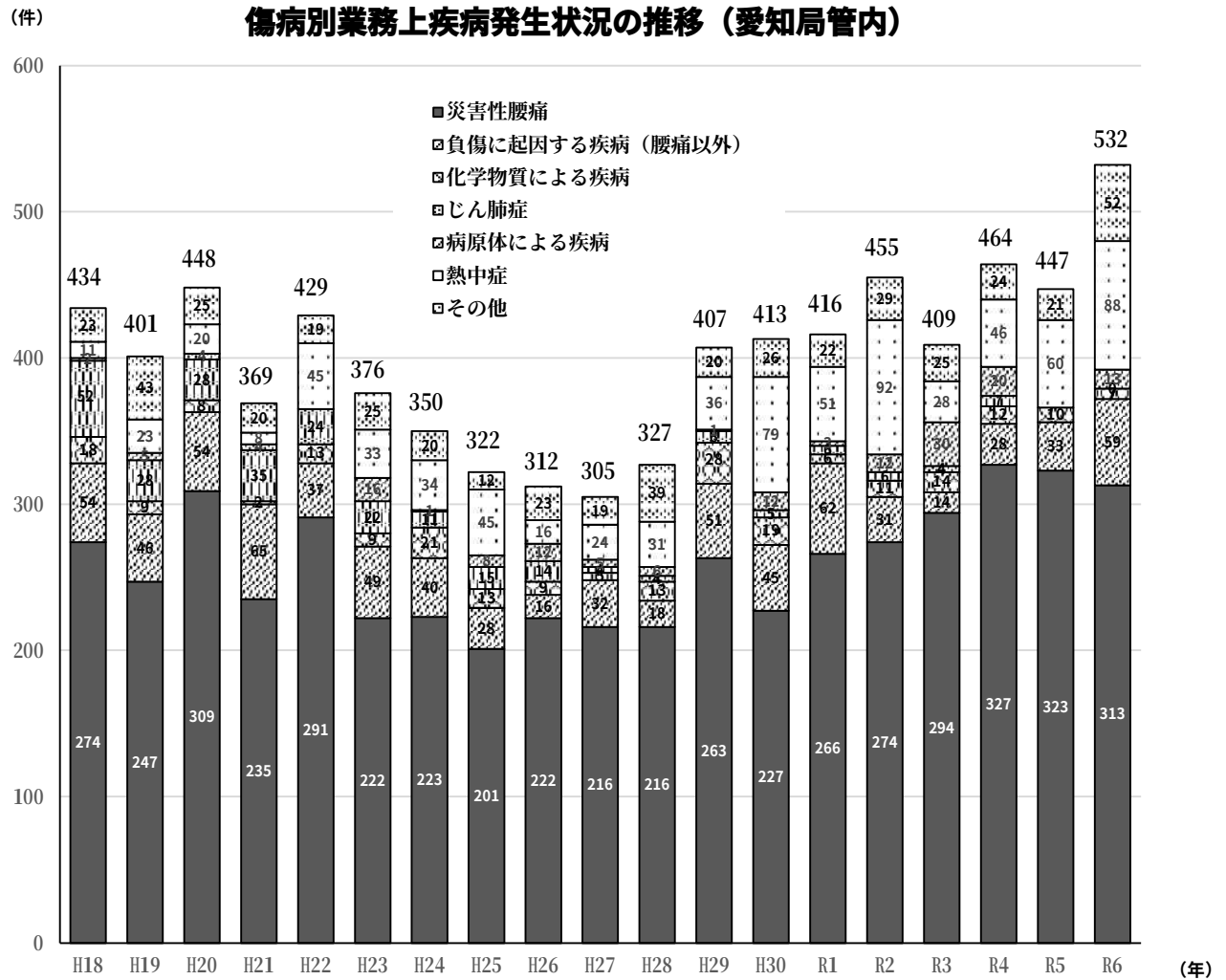
No	発生月	業 種	被 害	疾 病 名	災 害 の 概 要	原因物質等
1	3月	建築設備工事業	休業2名	一酸化炭素中毒	建屋内での下水道切替工事において、コンクリート床面の切断作業のため、エンジン式発動機を屋内で使用した際、作業員2名が一酸化炭素中毒になったもの。	一酸化炭素
2	4月	産業廃棄物処理業	休業1名	薬物中毒症	工場内で圧縮機に取り付けられた産業廃棄物量の検知センサーを清掃するため、圧縮機の点検口を開けた際、圧縮機内の産業廃棄物からシンナー臭がし、作業員1名が吸引したもの。	危険・有害物
3	5月	その他建設業	休業4名	一酸化炭素中毒	カーボンブラック製造工程のバグフィルターの補修作業中、副生ガス（水蒸気、窒素、一酸化炭素、水素、二酸化炭素の混合物）が発生し、作業員4名が一酸化炭素中毒になったもの。	一酸化炭素
4	5月	その他建設業	休業1名	一酸化炭素中毒	窓等を閉じ、養生による密閉状態での改修工事中、エンジン式のコンクリートカッターで床面切断の際、近傍で散水中の作業員1名が一酸化炭素中毒になったもの。	一酸化炭素
5	7月	その他建設業	休業1名	一酸化炭素中毒	窓等を閉じ、養生による密閉状態での改修工事中、エンジン式のコンクリートカッターで床面切断の際、近傍で散水中の作業員が一酸化炭素中毒になったもの。	一酸化炭素
6	7月	建築工事業	休業1名	一酸化炭素中毒	工事現場内で、内燃機関を動力とするコンクリートカッターにより切断作業中、養生した密閉室内で、排気ガスを吸い込み、作業員1名が一酸化炭素中毒になったもの。	一酸化炭素
7	9月	めっき業	休業1名 不休2名	臭化水素中毒 （急性咽頭炎）	めっき装置の洗浄機の運転開始時に、洗浄機から白色のガスが大量に発生し、作業員3名が体調不良を訴え、2名が臭化水素中毒（内1名が休業）、1名が急性咽頭炎と診断されたもの。	危険・有害物

※本表の「休業」は、1日以上の上の休業を伴う災害で、他の統計値に使用する休業4日以上とは基準が異なります。

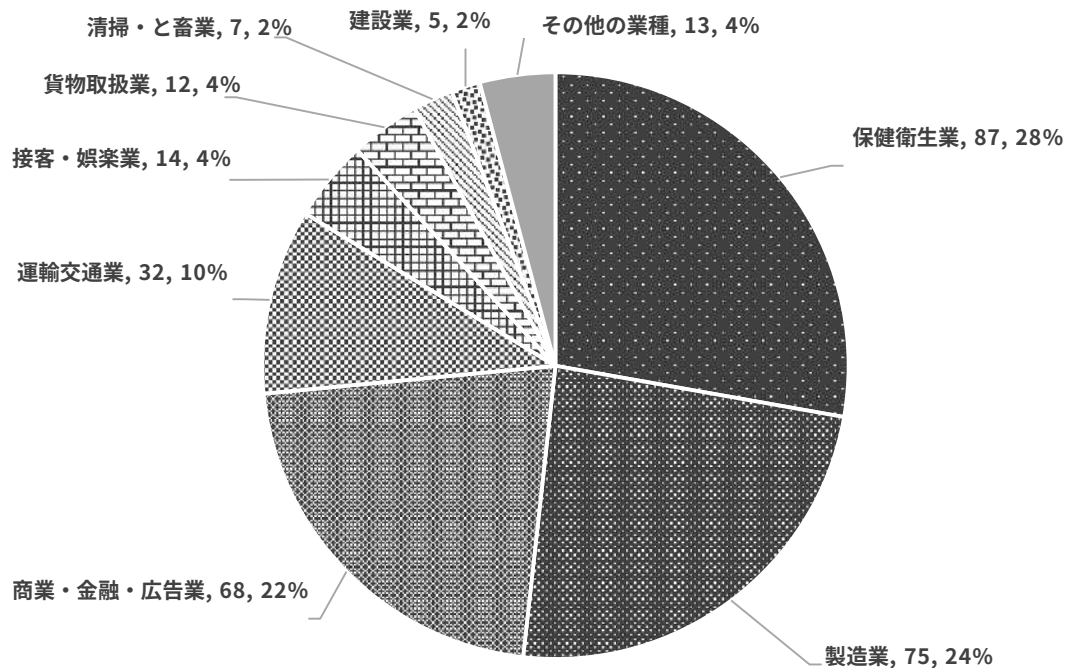
業務上疾病発生状況の推移（全国・愛知局管内）



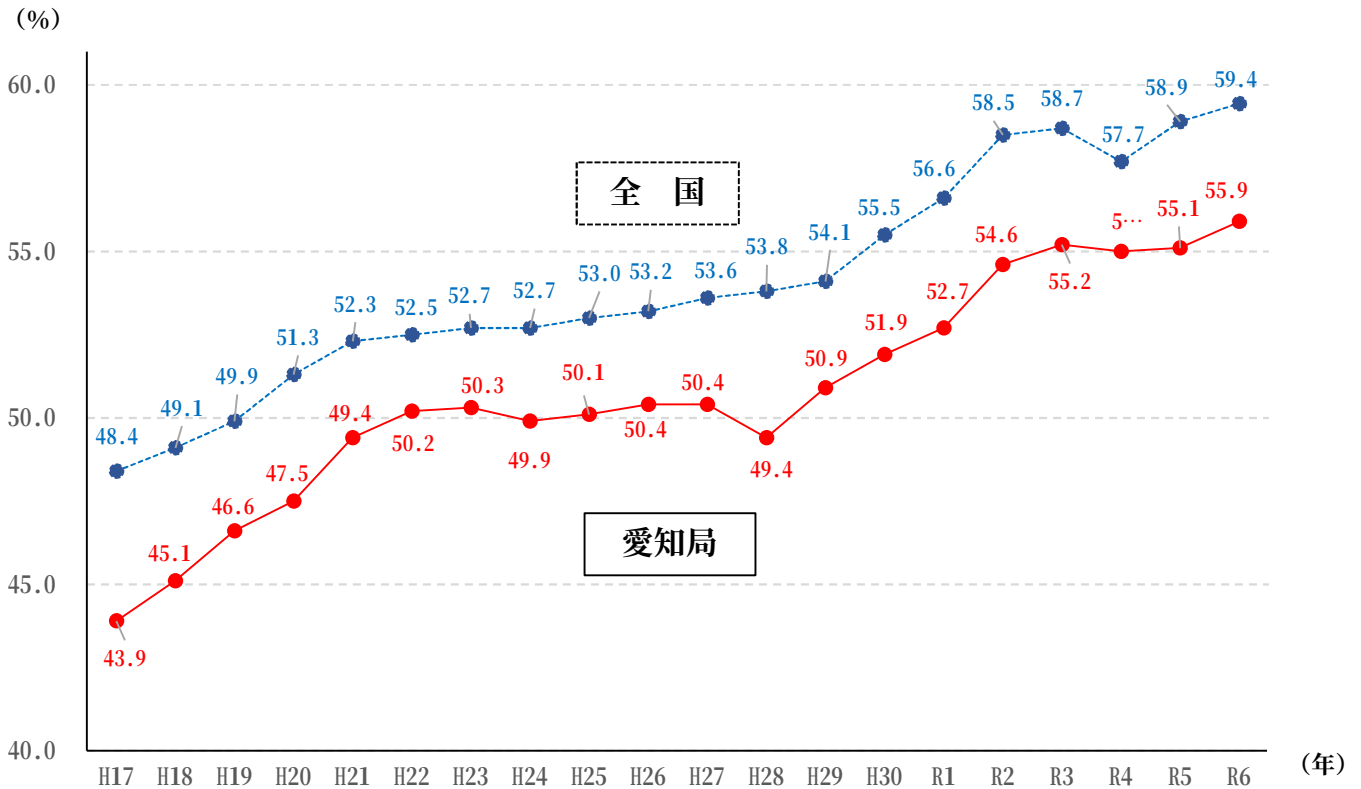
業務上疾病発生状況・定期健診有所見率統計



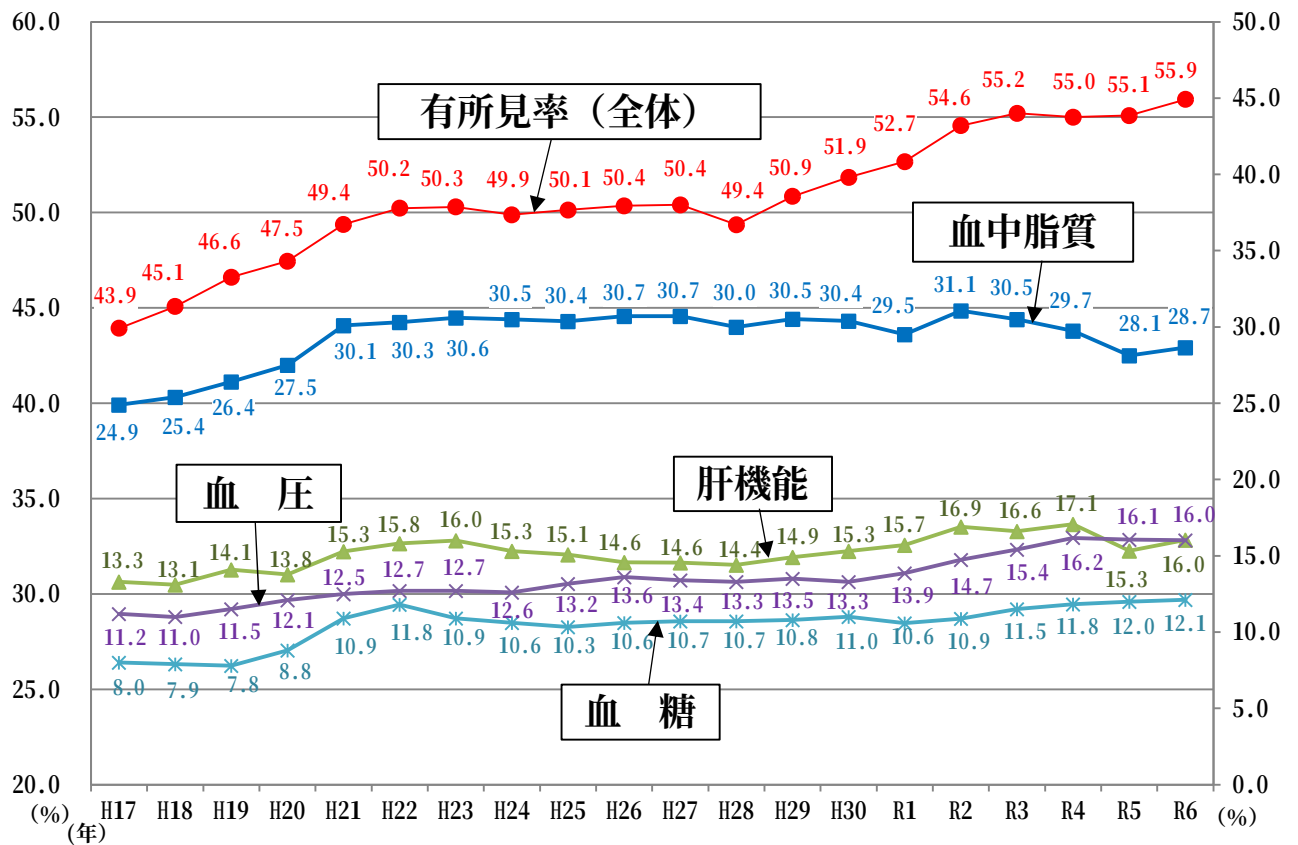
令和 6 年 災害性腰痛発生状況：業種別（愛知局管内）



定期健康診断有所見率の推移（全国・愛知局管内）



検査項目別有所見率の推移（愛知局管内）



熱中症を防ごう！
～職場における熱中症対策の強化について～
(令和7年4月15日公布 改正労働安全衛生規則)



気温と熱中症発生状況の関係



対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

■ 令和7年6月から、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないための措置等を内容とした、労働安全衛生規則の改正が行われ、施行されています。主な改正点は以下のとおりです。

(1) 事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき体制整備と関係作業員への周知

熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合に、その旨を報告させる体制を整備し、作業に従事する者に対して、その体制の内容を周知してください。

(2) 事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき措置の実施手順の作成と関係作業員への周知

熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、身体冷却など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容やその実施に関する手順を定め、作業に従事する者に対して、当該措置の内容及やその手順を周知してください。

※「周知」は、報告先などが作業員に確実に伝わる必要があります。

周知方法には、事業場の見やすい箇所への掲示、メールの送付、文書の配布のほか、朝礼における伝達などの口頭によることがあります。原則、いずれでも差し支えありませんが、伝達内容が複雑である場合など、口頭だけでは確実に伝わるのが担保されない場合や、朝礼に参加しない者がいる場合なども想定されるため、必要に応じて、複数の手段を組み合わせで行ってください。

■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/nettyusho.html



安全衛生に関するトピックスのご案内

新たな化学物質管理について

(令和4年2月24日・5月31日公布 / 令和4年5月31日から順次施行)



- 労働安全衛生規則等の改正が行われ、化学物質管理の仕組みが、特化則、有機則等に基づく個別具体的な規制から、自律的な管理を基軸とする規制へ大きく転換されることとなりました。

- 自律的な管理を行うためには、その基礎となるリスクアセスメントを適切に行うことが不可欠です。
- 「分からない」、「調べたことがない」ということが無いよう、職場で取り扱われているモノや作業の過程で発生するモノ等を漏れなく把握しましょう。

- 令和6年4月1日より施行される主な事項は以下のとおりです。

- 通知・リスクアセスメント対象物質が追加されます。
- 濃度基準値が設定された物質を取り扱う屋内作業場では、労働者のばく露の程度を基準以下にすることが必要になります。
- 皮膚等障害化学物質への接触防止措置が必須となります。
- 化学物質を扱う事業場は、化学物質管理者の選任が必要となります。
- 法令で保護具着用が義務付けられる作業を行う場合は、保護具着用管理責任者の選任が必要となります。
- 作業環境測定結果が第三管理区分とされた場合の措置が強化されます。

- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/chemical_management.html



石綿ばく露防止対策を徹底しましょう

(令和2年7月1日ほか公布 改正石綿障害予防規則等)

- 令和2年7月から、石綿等の使用の有無の調査（事前調査）の強化等を内容とした、石綿障害予防規則の改正が数次にわたり行われ、順次施行されています。主な改正点は以下のとおりです。

(1) 既に規制が始まっている事項

- 事前調査の必要な範囲の拡大（小規模な改修作業も含め、原則全ての解体・改修工事が対象に）
- 事前調査の方法の改正（設計図書等の文書確認と目視による確認の両方が原則に）
- 事前調査及び分析調査の調査者の要件の追加（建築物・船舶の事前調査及び分析調査について知識等を有する者による実施が必要に）
- 事前調査の記録の保存等（所定事項を記録の上、調査終了日から3年間保存が必要に）
- 事前調査結果報告の開始（一定規模以上の解体・改修工事は、電子システムによる報告が必要に）

(2) これから規制が始まる事項

- 工作物の事前調査を、知識等を有する者に行わせること（令和8年1月1日から）
※ 施行日までに講習の受講等をお願いします。

- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ishiwatasoku_kaisei.html



職場におけるメンタルヘルス対策に取り組みましょう

- 近年、仕事や職業に関して強い不安やストレスなどを感じている労働者の割合が高くなっており、また心の健康障害での通院者や、自殺者数が高い数値で推移しています。労働者の心の健康状態を確保するために、法令で定められた事項に限らず、積極的にメンタルヘルス対策に取り組みましょう。

- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/newpage_00001.html



労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて 令和 8（2026）年 1 月 1 日から段階的に施行されます

※一部は公布日（令和 7 年 5 月 14 日）に施行済み

① 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき措置を定めました。

- (1) 注文者等の配慮 (R7.5.14 施行)
注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、建設工事以外の注文者にも広く適用されるように明確化しました。
- (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 (R8.4.1 施行)
(特定) 元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、対象が個人事業者等を含む作業者に拡大されました。
- (3) 業務上災害報告制度の創設 (R9.1.1 施行)
個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。
報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。
- (4) 個人事業者等自身への義務付け (R9.4.1 施行)
個人事業者等自身に対して、労働者と同じ場所において作業を行う場合に、構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用禁止などを義務付けることとしました。
- (5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け (R9.4.1 施行)
作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。）に対して、管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

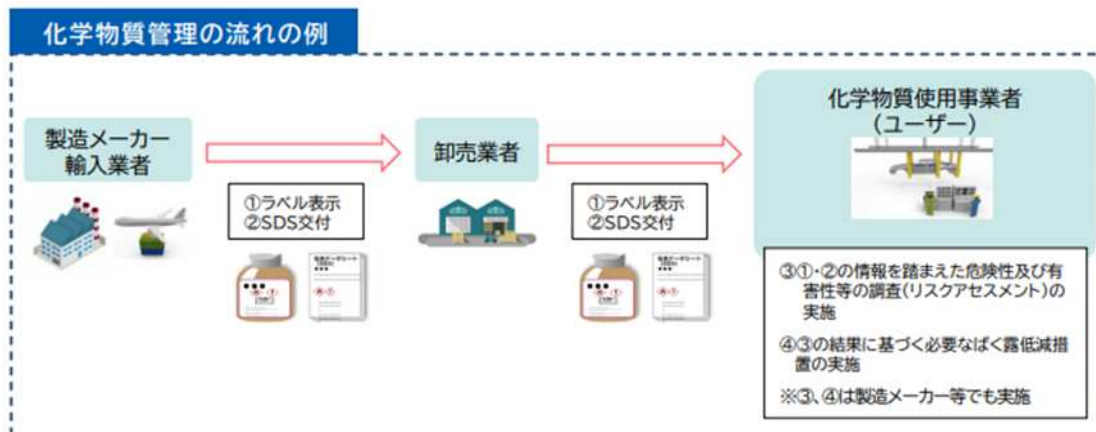
② 職場のメンタルヘルス対策の推進

（公布後 3 年以内に政令で定める日から施行）

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者 50 人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。
国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう 50 人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めていきます。

③ 化学物質による健康障害防止対策等の推進

- (1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 (公布後 5 年以内に政令で定める日から施行)
化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知（SDS：安全データシートの交付）の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。



(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

(R8.4.1 施行)

SDS について、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合は、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等：当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については、非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

(R8.10.1 施行)

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

④ 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

(R8.4.1 施行)

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。

(2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

(R8.1.1 施行)

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証や、これと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

⑤ 高齢労働者の労働災害防止の推進

(R8.4.1 施行)

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

加えて、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正により、以下の事項が改正されました。

⑥ 治療と仕事の両立支援の推進

(R8.4.1 施行)

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

<改正安衛法等に係る特設ページ>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html

<安全衛生政策全般の紹介>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html





詳細はこちら



- 経営者が持つべき視点として、いわゆる PQCDSME の7つがあり、これらはどれ一つも欠かすことはできず、逆にどれかひとつだけを重視することもできません。「安全」も、そのうちの一つに組み入れ、課題とすべきです。
- リスクアセスメントを通じて現場の実態を把握し、管理向上させることは、安全性の向上はもとより、生産性、品質、原価、納期、士気、環境を同時に向上させること、さらには企業価値をも向上させることに繋がります。
- 安全管理を経営課題ととらえ、生産性、品質、原価、納期、士気、環境と一体的に、戦略的に管理する経営手法、「安全経営」。
愛知労働局は、「安全経営」の推進を提唱します。



安全経営あいち® 賛同事業場制度

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

目的

- 「安全経営あいち」の普及促進に賛同いただける事業場に対し、「安全経営あいち」の名称、ロゴの無償使用権を許諾いたします。
- 「安全経営あいち」の名称、ロゴを使用することで、「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢とを、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。

賛同の要件

- 愛知県内の事業場であること。
- 「安全経営あいち」の趣旨に賛同し、労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力いただけること。
※「協力」とはイベント等における事例発表や人員の派遣といった実務的な支援を求める趣旨ではなく、本制度に対する賛同や共感をいただくことを目的としたものです。
- 労働局・労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。

賛同の方法

- 申請書に事業場の代表者自らが署名し、管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出いただきます。
- 審査の上、「安全経営あいち」賛同事業場として登録した事業場に対し、登録通知書及びロゴマークのデータ等を交付します。
- 承諾いただける場合には、事業場名等を愛知労働局ホームページで公開します。



総合的対策

詳細はこちら



- 労働安全衛生法令に基づく、健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェック等は、いずれも労働者の健康障害リスクが高まる要因を把握する機会であるといえます。「リスクを踏まえた健康確保措置」を適切に運用するためには、労働者ごとにこれらの結果情報を一元的に管理し、総合的な評価を行うべきです。しかし、実際には、それぞれが別個の措置として、情報がバラバラに取り扱われているケースが少なくありません。

- 「リスクを踏まえた健康確保措置」は、主に事業者の義務とされています。一方で、主に事業者の努力義務とされている THP 指針やメンタルヘルズ指針に基づく取組、災害性腰痛に対応するための腰痛予防対策指針に基づく取組など「健康保持増進措置」は、優先順位や関係性が正しく認識されていない例が散見されます。

- 治療と仕事の両立支援、テレワークの導入、副業・兼業の促進、高齢労働者対策など、多様で柔軟な働き方を認める取組みは、継続的な人材確保や生産性向上等を通じ、労働者全体の健康水準向上にも寄与するものと考えられます。しかし、その認識は十分普及しているとは言えません。

- 愛知労働局は、「リスクを踏まえた健康確保措置」と「健康保持増進措置」を総合的に推進し、労働者の心身の健康確保を目指す取組を提唱します。



～ リスクアセスメントを基礎から学びましょう

詳細はこちら



- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、依頼を受けて、複数の事業場の担当者が集まる場に出向き、リスクアセスメント等について説明する「リスクアセスメント出前講座」を行っています。（講師料不要）

1 出前講座を受けることのできる団体等

- (1) 講座を依頼する団体（以下「依頼団体」という。）が商工会、協同組合その他、事業者により構成される団体等であることが必要です。
- (2) リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、依頼団体の構成事業場が、リスクアセスメントの推進に前向きであることが必要です。
- (3) 依頼団体の事務局が愛知県内にあり、構成事業場に愛知県内の事業場が含まれていることが必要です。なお、構成事業場の所在地が局又は署の管轄範囲を超えていても差し支えありません。

2 お申込み

- 出前講座を希望される場合は、開催希望日の1か月前までに、団体事務局を管轄する労働基準監督署あて、所定の申込書及び受講事業場一覧表（予定）を提出してお申込みください。詳細は署担当者が調整致します。



異業種交流

「相談したいけど、職場には自分と同じ立場の者がいない」
「他社の取組みが聞きたいけど、知り合いがいない」など

産業保健ラウンドテーブルは、参加者の方それぞれが優劣のない平等な立場で意見や情報を交わし、交流を深めるための場です。

日 時	2025 年 9 月 25 日 (木) 13 : 30～15 : 30
会 場	ウインクあいち 5階 小ホール1 (名古屋市中村区名駅4丁目4-38) ※別途、YouTube でのライブ配信も行います。
参 加 費	無料 (会場参加・ライブ配信ともに参加申込みが必要となります。)
内 容	・開会あいさつ ・意見・情報交換 ・フリータイム
主 催	愛知労働局、愛知労働基準協会

■愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/sangyohoken_roundtable_2025.html



日 時	2025 年 11 月 14 日 (金) 13 : 30～15 : 30
会 場	デザインホール (名古屋市中区栄3-18-1 ナディアパーク デザインセンタービル3F) ※別途、LIVE 配信 Zoom ウェビナーも行います。
参 加 費	無料
内 容 (予定)	・特別講演 ①これからの健康対策のあり方 経営課題とのかかわり ②戦略的に健康対策に取り組む 経営層とのかかわり ・事例発表 ・パネルディスカッション など
共 催	愛知労働局、愛知県、名古屋市、労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター、愛知労働基準協会、愛知健康安全交流会

■愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ryouritsu_sien.html

安全経営あいち 推進大会 Season 2

Episode1 2025

日 時	2026 年 2 月 4 日（水） 13：30～16：00
会 場	日本特殊陶業市民会館 ビレッジホール （名古屋市中区金山一丁目 5 番 1 号）
参 加 費	無料
内 容	経営者が考える「安全」と「経営」 企業価値向上の礎である現場の実態把握に迫る ・事例研究、経営者による異業種対談
主 催 ・ 共 催	主催：愛知労働局 共催：（公社）愛知労働基準協会、建設業労働災害防止協会愛知県支部

■愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/anzenkeiei_suishintaikai2025.html



愛知産業保健総合支援センター
産業保健等に関するご相談が無料で受けられます。



働く人の「こころ」と「からだ」の
健康管理について
相談できる窓口があります

**さんぽ
センター**

相談聞く
ゾウ〜!

さんぽセンター
公式キャラクター

最寄りの
さんぽセンター
を探す

動画で知ろう
さんぽセンター

リーフレットで見る
さんぽセンター



安全経営あいち[®]

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。